

PCB廃棄物は期限内に処分しましょう！

◆ PCB廃棄物は、次の**期限までに処分**することが法令で義務付けられています。

高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー等	令和4(2022)年3月31日
	安定器・汚染物等	令和5(2023)年3月31日
低濃度PCB廃棄物	全て	令和9(2027)年3月31日

◆ **普段人の出入りがない場所や高い所など**に残されている可能性があります。
事業場内を再確認し、発見された場合は期限までの処分をお願いします！

PCBについて

- PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、人工的に作られた主に油状の化学物質で、電気を通しにくい、燃えにくい、耐水性に優れるなどの特性があり、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体、感圧複写紙、塗料など様々な用途に使用されていました。
- 昭和43年に発生した「カネミ油症事件」などを契機に、その有害性が社会問題化し、昭和47年以降、製造や使用が中止されましたが、当時製造された機器などが現在も使用されている可能性があります。

絶縁油にPCBが使用された可能性のある電気機器等

- 国内で製造されたPCBの多くが、電気機器の絶縁油として使用されたとされています。
- 絶縁油にPCBが使用された可能性のある電気機器には**変圧器、コンデンサー、照明器具(蛍光灯・水銀灯等)の安定器**などがあります。
- **古いX線装置や溶接機、昇降機制御盤などの機器に、PCBが使用されたコンデンサーが組み込まれたもの**があります。



高圧変圧器



高圧コンデンサー



低圧進相
コンデンサー



蛍光灯安定器



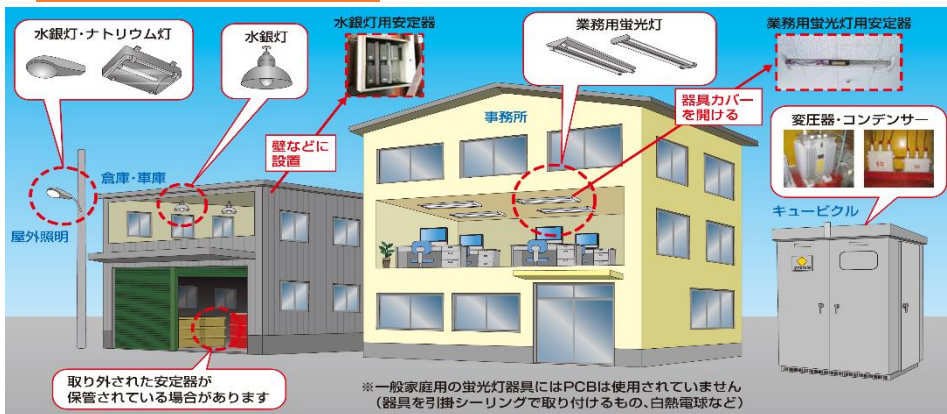
X線装置



溶接機

電気機器等が主に使用されている場所

- 変圧器やコンデンサーなどの電気機器は、建物内の**機械室**や**キュービクル**(電気設備などが格納されている工作物)内、**電柱**などに設置されている場合が多く、また、**照明器具の安定器は屋内外の照明**などに使用されています。
- 低圧進相コンデンサーは、**壁**などに設置されている場合があります。
- 使用を終えた電気機器が**そのまま放置されている例や、倉庫の奥など普段人の出入りがないような場所に保管**されていた例などが確認されています。



△ こんな場所で発見された例も



電柱に設置された台の上



倉庫の奥に乱雑に保管

△ **電気機器の確認のため通電中の機器に近づくことは大変危険です。**
電気管理技術者に依頼するなど、事故のないようご注意ください。

PCBの濃度区分

PCBは、その濃度に応じて「**高濃度**」と「**低濃度**」に区分されます。

濃度区分	PCB濃度の判定基準	
高濃度	5,000 mg/kg(0.5%)超	【可燃性のPCB汚染物については100,000 mg/kg(10%)超】
低濃度	0.5 mg/kg超 5,000 mg/kg(0.5%)以下	【可燃性のPCB汚染物については0.5 mg/kg超 100,000 mg/kg(10%)以下】

※PCB濃度が0.5 mg/kg以下のものは、PCB不含有として取り扱うことになります。

PCB使用の有無を確認する手順

変圧器・コンデンサー等の場合

- **昭和28(1953)～昭和47(1972)年に製造された機器の絶縁油に高濃度PCBが使用されたものがあります。**
- **平成5(1993)年(コンデンサーの場合は平成2(1990)年)までに製造された機器の絶縁油に低濃度PCBが混入したものがあります。**

- ① 機器の銘板を確認
銘板に記載のメーカー名、製造時期、型式等を確認
 - ② 製造時期を確認(次の場合はPCB不使用と判断)
 - **平成6(1994)年以降に製造された変圧器**
(絶縁油の入替えやメンテナンスを行っていないもの)
 - **平成3(1991)年以降に製造されたコンデンサー**
 - ③ メーカーへの問合せ
②でPCB不使用と判断できない機器は、銘板情報をもとにメーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会(JEMA)ホームページの情報を確認
 - ④ 絶縁油のPCB濃度確認
③で高濃度PCBであることが確認できない(濃度不明)場合は、**絶縁油を採取しPCB濃度を確認**
〔※ 封じ切りの機器(コンデンサー等)の場合、絶縁油の採取のために機器に穴を開けると使用できなくなるので注意〕
- ★ 詳しい確認方法等については、(一社)日本電機工業会ホームページをご覧ください。

JEMA PCB

検索



安定器の場合

- **昭和32(1957)年1月～昭和47(1972)年8月に製造された安定器に高濃度PCBが使用されたものがあります。**
- **高濃度PCBを使用した安定器は、昭和52(1977)年3月までに建築・改修された事業用の建物に使用された可能性があります。**

※ 一般家庭用の照明器具(白熱電球や引掛シーリングで取り付けられるもの等)にはPCBは使用されていません。

- ① 建物の建築・改修の時期の確認
昭和52(1977)年4月以降に建築・改修された事業用の建物に使用された安定器は**PCB不使用**と判断
- ② 照明器具に貼付されたラベルを確認
次の表示がある場合は**PCB不使用**と判断
 - 製造年が**昭和48(1973)年以降**
 - 「Hf」の表示
 - 「**低力率**」の表示または**力率の数値が0.85(85%)未満**
- ③ 照明器具内部の安定器の銘板を確認
照明器具のカバー(蛍光灯の場合)を外し安定器の銘板を確認。
銘板に次の表示がある場合は**PCB不使用**と判断
 - 製造年が**昭和48(1973)年以降**
 - 「**低力率**」の表示または**力率の数値が0.85(85%)未満**
 - 「**NO PCB**」「**NON PCB**」「**PCBは使用していません**」等と表示
- ④ メーカーへの問合せ
(一社)日本照明工業会(JLMA)ホームページからメーカーの連絡先を確認し、銘板情報をもとにメーカーに問合せ

★ 詳しい確認方法等については、(一社)日本照明工業会ホームページをご覧ください。

JLMA PCB

検索



PCB廃棄物等に関する届出

PCB廃棄物・使用製品を保管・所有している事業者は、PCB特別措置法に基づく届出が必要です。(届出先等は「お問い合わせ先」参照)

届出の種類	届出が必要な場合	届出義務者	届出時期
保管及び処分状況等の届出	・前年度1年間でPCB廃棄物等の保管や所有、処分等を行った場合 ・新たにPCB廃棄物等の保管等が判明した場合	PCB廃棄物の保管事業者 PCB使用製品の所有事業者	毎年度6月30日まで (新たにPCBの保管等が判明した場合は速やかに)
保管場所の変更の届出	PCB廃棄物等の保管等の場所を変更した場合	PCB廃棄物の保管事業者 PCB使用製品の所有事業者	保管場所を変更した日から10日以内
処分終了又は廃棄終了の届出	・全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた場合 ・全ての低濃度PCB廃棄物の処分を終えた場合 ・全ての高濃度PCB使用製品の廃棄を終えた場合	PCB廃棄物の保管事業者 高濃度PCB使用製品の所有事業者	処分または廃棄を終了した日から20日以内
特例処分期限日に係る届出	処分期間の特例を適用する場合	高濃度PCB廃棄物・使用製品の保管・所有事業者	処分期限まで (届出内容を変更した場合は変更後10日以内)
承継の届出	相続、合併または分割によりPCB廃棄物等の保管等を行うこととなった場合	承継によりPCB廃棄物・使用製品を保管・所有することとなった者	承継があった日から30日以内
譲受けの届出	一定の条件を満たした上で、PCB廃棄物等を譲り受けた場合 ※PCB廃棄物の譲渡し・譲受けは原則禁止	PCB廃棄物・使用製品を譲り受けた者	譲り受けた日から30日以内

注) 使用中のPCB含有電気工作物については、電気事業法(電気関係報告規則)に基づく届出が必要となる場合があります。詳しくは、経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部(電話022-221-4947)にお問い合わせください。

★ PCB特別措置法に基づく届出書の様式は
青森県ホームページからダウンロードできます

青森県 PCB 届出

検索



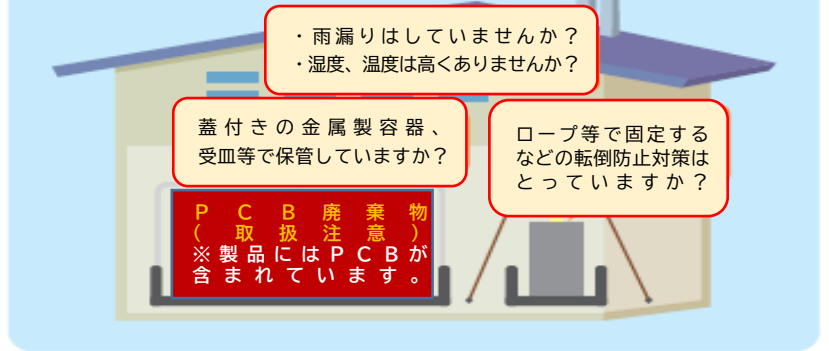
PCB 廃棄物の保管

- PCB 廃棄物は、濃度にかかわらず「特別管理産業廃棄物」に該当し、処分までの間、廃棄物処理法に定める保管基準に従って保管する必要があります。
- 事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置する必要があります。

◆PCB 廃棄物の保管基準◆

周囲に囲いを設置
見やすい箇所に次の事項を記載した掲示板 (縦×横 各60cm以上)を設置
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特別管理産業廃棄物の保管場所であること ➢ 保管する廃棄物の種類 ➢ 保管場所の管理者の氏名
飛散、流出、地下浸透、悪臭防止措置
他の物が混入しないように仕切りを設置
容器に入れ密封するなど揮発防止措置
高温にさらされないために必要な措置
腐食防止措置

保管の例



◆特別管理産業廃棄物管理責任者の資格◆

一定の学歴と実務経験が資格の要件となっています。
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)が行う「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する研修会」を修了することで資格が得られます。

★ 研修会の詳細は

JWセンター

検索



PCB 廃棄物の処分

PCB 廃棄物は、その濃度によって処分先や処分手続が異なります。

(1) 高濃度 PCB 廃棄物

- 青森県内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物の処分は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北海道 PCB 処理事業所で行われています。
- JESCO では高濃度 PCB 廃棄物の運搬は行いませんので、高濃度 PCB 廃棄物の収集運搬については、JESCO とは別に、許可を受けた業者に委託する必要があります。
(JESCO に高濃度 PCB 廃棄物の搬入を許可された収集運搬業者の情報は JESCO ホームページ参照)

★ JESCO ホームページは

JESCO

検索



<高濃度 PCB 廃棄物の処分までの流れ> ※処分手続を行う際は、事前に J E S C O にご確認ください。



(2) 低濃度 PCB 廃棄物

- 低濃度 PCB 廃棄物の処理は、環境大臣認定の無害化処理施設または都道府県知事などの許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者の処理施設で行われています。
(認定・許可を受けた事業者に関する最新情報は環境省ホームページ参照)
- 低濃度 PCB 廃棄物の処理は、「登録申請」、「軽減申請」、「助成金請求」の手続はありませんが、その他の流れは高濃度 PCB 廃棄物の場合とほぼ同様です。
- 銘板情報などから高濃度 PCB 廃棄物に該当しないことが明らかなコンデンサー等については、絶縁油の PCB 濃度分析を行わなくても低濃度 PCB 廃棄物とみなして認定等を受けた焼却施設で処理することが可能です。

★ 無害化処理認定施設の一覧は

環境省 PCB 無害化

検索



★ PCB 廃棄物の収集運搬業者 (青森県知事許可)の一覧は

青森県 PCB

検索



